

資料6	令和7年3月19日
	第32期青少年問題協議会第7回定例協議会・ 第6期第4回子ども・子育て会議・ 第4期第6回子どもの権利委員会 合同会議

第4期豊島区子どもの権利委員会

令和6年度実施状況報告書

令和7年3月

第4期豊島区子どもの権利委員会

1. 実施状況調査の目的

現行の「豊島区子ども若者総合計画」の目標Ⅰ「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」に掲載されている事業について、“子どもの権利保障の観点”から実施状況について検証する。

2. 令和6年度 子どもの権利保障に関する施策の調査の評価対象について

(1) 評価対象事業

現行の「豊島区子ども・若者総合計画」における目標Ⅰ「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」に掲載されている事業

① 子どもの権利に関する理解促進

a) 子どもの権利の普及啓発・情報発信 b) 子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

② 子どもの意見表明・参加の促進

a) 子どもの意見表明・参加の仕組みづくり b) 子どもの意見表明・参加の促進

③ 子どもの居場所・活動の充実

a) 子どもの居場所の充実 b) 屋外遊び場の充実 c) 学習・体験機会の充実 d) 学習支援の充実

④ 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

a) 児童虐待防止対策・いじめ防止対策 b) 相談・救済体制の整備

3. 令和6年度 子どもの権利保障に関する施策の調査にあたって

(1) 調査にあたっての委員からの意見

- ① 評価項目に“事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか”とあり、保護者に対しても子どもへの見え方がどう変わったか、質問をするべき。
- ② 気持ちがどのように変化したかは聞きやすいが、行動の変化を問うのは難しく思う。
- ③ 保護者に対する周知や保護者の意識について不足していると感じる。保護者がその部分を理解していないと、子どもに対して効果的に働きかけられない。この事業を実施したとき、その事業が保護者に対してどのような影響を与えたか調査を実施して欲しい。
- ⑤ 子どもの意見表明の機会設けるのであれば、これが何のために、何について意見を聞きたいのか、大人が必要な情報を丁寧に提供しているかが重要。チャイルドフレンドリーな情報提供が必要である。
- ⑥ 事業を実施するにあたって子どもへの説明をどこまで丁寧にできたか、そして、意見や思いをどのように取り入れたか、取り入れることができなかったのはなぜかまで取組むべき。

4. 調査項目

- ① 事業を実施するにあたり、子どもたちへの事前の情報提供をどのように行っているか。また、事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。
- ② 子どもへの事業を広報・周知し、実際に参加・利用までつなげる為にどのように取り組んでいるか。
- ③ 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。また、周りの大人（保護者）の反応はどうだったか。

5. 審議経過について

令和6年5月30日	第4期第1回 ・「子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」の施策の体系(案)について
7月1日	第2回 ・豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査結果及び前期の振り返り ・新たな計画の目標 I に係る取組の方向性 ・現行計画における子どもの権利保障に関する施策の調査について
8月9日	第3回 ・現行計画における子どもの権利保障に関する施策の検証について (子どもの権利に関する理解促進、子どもの意見表明・参加の促進の評価)
9月27日	第4回 ・現行計画における子どもの権利保障に関する施策の検証について (子どもの居場所・活動の充実、子どもの権利侵害の防止及び相談・救済の評価) ・新たな計画の第3章「施策の方向」について
令和7年1月10日	第5回 ・第3、4回の審議を踏まえた、現行計画における子どもの権利保障に関する施策の調査の記載内容見直し、再提出

6. 令和6年度子どもの権利保障に関する施策の調査 最終評価の報告

第2回から第5回まで本調査の審議を行った。第3回、第4回委員会にて委員から意見があった事業について、最終評価と委員からの意見を添えて報告する。

(1)子どもの権利に関する理解促進

①「子どもの権利」に関する研修・講座の実施

【子どもの権利委員会からの意見】

- ・大人の理解度を上げるだけではなく、研修・講座の中で簡単なロールプレイングのような実践的なテストを行って、実際に身につけているか評価するのはどうか。
- ・子どもが困っている時の大人の対応で子どものことをどう考えているのかよく見えてくる。実際のモデルケースを参考に解決方法を考えていく研修・講座ではないと思う。
- ・完成された学習モデルをそのまま提供するのではなく、共に協力し作り、作り替えていくのがいいと思う。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
3	重点事業 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。		学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①1回 ②0回 ③0回	①4回 ②1回 ③0回	①8回 ②2回 ③0回	①5回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回

子どもの権利保障に関する項目についての取組

<p>(1) 事業を実施するにあたり、子どものたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。</p> <p>(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。</p>	<p>(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。</p> <p>(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。</p>
<p>(1) 子どもの権利に関する条例のパンフレットを、学校から配付しているタブレットから閲覧できるようにしています。(子ども若者課)「豊島区教員研修計画」の中で、研修目的・内容を明記し、受講する教員への意識啓発を行いました。(指導課)</p> <p>(2) 開催後にアンケートをとっています。(子ども若者課)研修後の報告書に、受講した教員が今後学校でどのように子どもからの意見や思いを活用したいのかを聞きました。(指導課)</p>	<p>(3) 職員向けには研修案内、区民向けには「としま出前講座」のパンフレットに掲載し、周知しています。(子ども若者課)「豊島区教員研修計画」を毎年策定し、子どもの権利に関する研修を設定しています。(指導課)</p> <p>(4) e-ラーニングは取組みやすいよう、内容を精査し、受講率向上につなげています。(子ども若者課)全小・中学校から必ず教員が参加し、学校で還元できるように、複数の研修を計画しています。(指導課)</p>	<p>(5) 参加した方から「子ども達と関わっていく中で、一人一人が自分らしくいられるんだよ、大丈夫だよ、という気持ちをよりもって接していこうと思いました。」等の声がありました。(子ども若者課)児童会や生徒会を中心に自主的な取組として、互いを認め合うための取組を行っている学校もあります。(指導課)</p> <p>(6) 子どもの心を大切にすること、まず子どもの意見を聞くことが、問題解決の第一歩の糸口だと実感したという意見がありました。(子ども若者課)教員が一方的に指導するのではなく、子どもの気持ちを考えながら指導するように改善を図っています。(指導課)</p>

(2)子どもの居場所・活動の充実

①中高生センターの運営

【子どもの権利委員会からの意見】

・“(2)事業に子どもたちからの意見や思いをどのように活用しているか”についてもっと詳細を書いてはどうか。

No.	事業名	事業目標	事業内容					
11	重点事業 中高生センターの運営	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。					
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人	①1,649人 ②18,762人	①1,893人 ②24,854人	①1,952人 ②27,457人	①2,037人 ②25,040人	①2,000人 ②30,000人

子どもの権利保障に関する項目についての取組

<p>(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。</p> <p>(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。</p>	<p>(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。</p> <p>(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。</p>
<p>(1) 日常会話や利用者会議、ジャンプパンフレットや月のおしらせ、HP、SNS等でジャンプ事業の目的・意義・内容を伝えています。</p> <p>(2) 月に1度利用者会議をしており、中高生が意見を発言してもらう場を設けています(東池袋はアンケート方式)。日常運営や利用方法など、中高生が自らルールを定めたり、状況に合わせて変更をしています。また、イベントの企画・運営、遊具や漫画購入時等に中高生の意見を活用するほか、中高生が主体となってイベントを企画する、自主企画を実施しています。</p>	<p>(3) 年度初めにパンフレットを区立中学校1年生全校配布や公立及び私立高校、通信高校、関係機関に配架を依頼しています。また、毎月のおしらせの配布やHP・SNS等を配信し周知をしています。</p> <p>(4) 広報活動に加えて、リピーターや友人を誘って来館してくれるよう居心地のよい雰囲気づくりをしています。</p>	<p>(5) 居場所がなく孤立していた子どもが来館を通じて他者につながり、一歩を踏み出す変化が見られます。</p> <p>(6) 不登校等で親子関係に悩んでいた方から「安心して過ごせる居場所がみつかり助かる。」と言われています。</p>

(3)子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

【子どもの権利委員会からの意見】

・当初評価では消極的な印象を受ける。

・受益者にどれほどプラスになっているのか、保護者に意見を聞くことを位置付けること可能か。

No.	事業名	事業目標	事業内容					
33	子育て訪問相談事業	親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	支援施設に向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。					
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター (※令和5年2月以降は、児童相談課も協働)	訪問件数	—	3,707件	3,960件	3,910件	4,091件	4,000件

子どもの権利保障に関する項目についての取組

<p>(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。</p> <p>(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。</p>	<p>(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。</p> <p>(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。</p>
<p>(1) 区HPやSNS、母子もなどによる情報発信を行っている。また、出産した妊婦へお渡ししている子育てハンドブックに掲載し情報提供しています。</p> <p>(2) 子どもや保護者から事業の意見や感想をお聴きし、次年度以降の事業実施に反映しています。</p>	<p>(3) 区HPやSNS、母子もなどによる情報発信を行っている。また、出産した妊婦へお渡ししている子育てハンドブックに掲載し情報提供しています。</p> <p>(4) 東部・西部子ども家庭支援センター利用の登録時に情報提供することで気軽に利用できるよう促進しています。</p>	<p>(5) 再度の利用者がほとんどのため、子育ての負担軽減について実感を得られていると感じています。</p> <p>(6) 再度の利用者がほとんどのため、子育ての負担軽減について実感を得られていると感じています。</p>

②スクールカウンセラー事業

【子どもの権利委員会からの意見】以下②～⑥の事業については共通意見

・その事業が利用者にとって使いやすいものかどうか、使いやすくするための取り組みなどを評価できるとよい。

・そのために利用者の意見や思いがどのように取り入れて、具体的に活用していくか、また何かそこに課題を感じるかどうか評価できるとよい。

No.	事業名	事業目標	事業内容					
36	スクールカウンセラー事業	都立公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。					
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	指導課 教育センター	配置校数 (全小中学校30校)	—	30校	30校	30校	指導課 30校 教育センター 3園	30校

子どもの権利保障に関する項目についての取組

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。	(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。	(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。	(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) 話を聴く際は、スクールカウンセラーから自己紹介をすると共に、子どもにわかりやすく支援の目的・内容を説明してから実施しています。	(2) 小5・中1を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談の結果を学校で共有し、子どもたちの支援や指導に活かしています。	(3) 各学校でスクールカウンセラーによる相談業務を周知しています。	(4) 毎年、小5・中1を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談を実施しています。スクールカウンセラーからのお便りも適宜発行しています。	(5) 相談者の不安や困りごとを相談対応者が一緒に整理できたことで解決方法を習得し、気持ちを切り替えられるようになっていきます。	(6) 保護者から「子どもが気持ちを話せる場があり安心できる。」との意見がありました。

③スクールソーシャルワーカー活用事業

No.	事業名	事業目標	事業内容					
37	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	各中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置し、毎週全小中学校30校を巡回し、児童・生徒に関する課題の早期発見・初期対応・予防に関する見立てやアドバイスを行います。また、学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しては、その気持ちや意見、立場を尊重しつつ、アウトリーチ型の個別ケースワークをおし、状況に応じた支援を進めます。さらに、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関との連携を図り、児童・生徒のおかれた環境をより良いものに整えていきます。					
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	教育センター	全小中学校30校	—	29校	27校	30校	30校	30校

子どもの権利保障に関する項目についての取組

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。	(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。	(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。	(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) 支援の際は、SSWから自己紹介をすると共に、子どもにわかりやすく支援の目的・内容を説明し、同意を得てから実施しています。	(2) SSWは子どもの気持ちに寄り添い、学校以外の場所で面談を行ったり、学校や保護者に向け、意見や希望を代弁することがあります。子どもの考えをSSWと一緒に整理し、学びの保障や福祉的課題解決のために活用しています。	(3) 豊島区ホームページや小中学校を通じて子どもや保護者へ周知しています。	(4) 各中学校区（8校）にSSWを配置し、SSWが毎週各学校を巡回している。個別継続的支援は適宜実施している。	(5) SSWが伴走することで、生活や学びの環境が整い心身が安定し、生活や登校の充実につながる様子が見受けられました。	(6) 保護者や学校だけで抱え込まず、福祉の専門家の力を借りながら、子どもの生活や学びの環境を整えることができています。

④児童相談所の設置・運営

No.	事業名	事業目標	事業内容					
40	児童相談所の設置・運営	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。					
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	児童相談課	—	—	—	—	—	—	—

子どもの権利保障に関する項目についての取組

(1) 事業を実施するにあたり、子どものたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。	(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。	(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。	(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) リーフレット等を活用し、施設や一時保護所での生活について事前の説明を行うとともに、子どもからの意見も聴取しています。	(2) 一時保護所で子ども会議を月2回開催し、子どもたちが意見を発信する場を設けています。意見は、一時保護所の運営や、子どもたちの生活ルールに反映させています。	(3) リーフレットを作成し児童相談所の周知を行うとともに、児童虐待防止街頭キャンペーン等で、児童虐待問題等の普及啓発を行いました。	(4) 学校や関係機関との連携により、児童相談所が24時間365日対応する虐待対応ダイヤルの情報を広く周知しています。	(5) 虐待を受けることによって自己肯定感が低くなったり、対人関係に不安を持ちやすかった児童が、健康な心身が回復し、家庭に戻ってから安心して過ごせるようになった事例があります。	(6) 当初は児童相談所にマイナスのイメージがあり拒否感が強かった保護者が、親子カウンセリングの経過により、児童相談所の職員を信頼し、児童相談所からの支援を受け入れてくれた事例がありました。

⑤子どもからの専用電話相談

No.	事業名	事業目標	事業内容					
44	子どもからの専用電話相談	フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受けられる環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。					
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	—	1件	4件	6件	26件	4件

子どもの権利保障に関する項目についての取組

(1) 事業を実施するにあたり、子どものたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。	(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。	(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。	(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) 無料で電話できるようフリーダイヤルを設置運営しています。また、子どもの相談カードを小中学校生徒に配布し電話相談について周知しています。	(2) 子どもの相談内容に応じて子どもの意向を確認しながら適切に支援しています。	(3) 子どもが親しみやすいよう、キャラクター（なやみ、すいり）を使用しています。	(4) 子どもの相談カードを小中学校生徒に配布しています。また、ジャンプに足を運び、利用児童に周知しています。	(5) 来館せず話せるので、使いやすく複数回利用するケースも見受けられます。	(6) 周囲の大人の反応についての把握は今後の課題である。

⑥子ども家庭女性相談事業

No.	事業名	事業目標	事業内容					
45	子ども家庭女性相談事業	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導・援助を行います。					
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	相談件数	—	10,746件	10,689件	11,358件	10,442件	14,000件

子どもの権利保障に関する項目についての取組

<p>(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。</p> <p>(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。</p>	<p>(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。</p> <p>(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。</p>
<p>(1) 話の出来る子であればできる限り母親とは別の面接を行い、子にわかるような話をしています。</p> <p>(2) 親の行動に振り回されている子どもが多く、子の意見は後回しになる傾向が強い。子ども目線の支援を優先できるよう努めています。</p>	<p>(3) 子ども家庭支援センターや児童相談所と連携し、周知を行っています。</p> <p>(4) 子ども家庭支援センターや児童相談所と連携し心理的な面から支えてもらうようにしています。</p>	<p>(5) 状況によってかなり異なりますが、安心感と将来の希望を得られたと感じているようです。</p> <p>(6) 母親の安心感が子どもに伝わり、本来の子どもの姿が取り戻せたという感想がありました。</p>

7. 今年度の振り返りと来年度に向けての課題

- ①子どもの権利の視点、各委員の専門性といった視点から、区の様々な事業に対してどういう点を評価してほしいか議論し、調整をして作り上げて事前に伝えるべきであった。本委員会の委員の専門性を持った立ち位置から、回答を求める前の段階で現場を訪問して調査をしたりして、質問をすることなどが必要であり、こうした情報の共有と各委員の自覚的な事前準備や、組織としての協議と調整なくしては、最後の評価検証の質が不十分なものになってしまう。こうした私たち委員の自覚そのものも含めて私たちの課題であることを認識した。
- ②本来は事業の評価には課題なども書き込まれるべきで、もっと分量が増えてよいと思う。意見を聞くだけでなく、どのように聞き、反映され、実施し、改善されたのか、評価するべきだと思う。ここは本委員会として、子どもの権利の視点で施策をチェックし、意見を言わなければ評価への反映は難しいと感じた。
- ③現状の各部署からの数行の評価報告から、子ども達の権利侵害に繋がることがもし想定されるのなら、この委員会がどこまでの権限を持って検討できるのか、豊島区が目指すところに高められるよう具体的に実施していくためにも、各部署との信頼関係を築きながら議論をくりかえしやっていくということも大きな課題だと思う。
- ④多数ある事業に対し、この委員会から個別に質問・意見を出すことについては、何について、どのような枠組みと順序で、その実態を調査し、課題の抽出をやっていくのかをまずはテーマにして、次年度に向けての本委員会の検討課題として掲げていくなど、さまざまな方法があると思う。そして、本委員会も、子どもの権利の評価検証を担う存在なのか、評価されるべき対象であると思う。
- ⑤調査の結果、各事業で凸凹した評価になったが、これが本委員会で進めてきた一つの到達点である。それを本委員会の課題として踏まえ、この組織の在り方と今後も継続して評価・検証の方法を検討していく必要がある。

8. さいごに

今年度の豊島区子どもの権利委員会ではこの子どもの権利保障に関する施策の調査を中心に審議をしてきた。この評価は絶対的なものではなく、子どもの権利委員会としての1つの到達点と認識している。来年度に向けて今後はさらに、子どもをはじめとした事業対象者にとってより良い事業となるよう、子どもの権利の視点に立って、区への提言を積極的に行いながら、施策を審議していく必要がある。豊島区におかれましては、本委員会との信頼関係を向上させながら、子どもの権利条例を礎とした施策の立案・実行・評価・改善していくことを期待する。

以上